

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和3年8月5日(2021.8.5)

【公開番号】特開2020-54494(P2020-54494A)

【公開日】令和2年4月9日(2020.4.9)

【年通号数】公開・登録公報2020-014

【出願番号】特願2018-185611(P2018-185611)

【国際特許分類】

A 4 5 D 20/12 (2006.01)

F 2 6 B 21/00 (2006.01)

F 2 6 B 3/30 (2006.01)

【F I】

A 4 5 D 20/12 Z

F 2 6 B 21/00 B

F 2 6 B 3/30

【手続補正書】

【提出日】令和3年6月25日(2021.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

中空筒状の導風路(9)を有する本体ケース(1)と、

導風路(9)の一端に設けられる吸込口(10)と、

導風路(9)の他端に設けられる吹出口(11)と、

導風路(9)内に設けられて、吸込口(10)から吹出口(11)に向う乾燥風を生起させる送風ファン(3)とを備えており、

導風路(9)に、機能成分を含む機能液が含浸保持された連続気孔型の多孔質体からなる機能成分放出体(80)が設けられていることを特徴とするドライヤー。

【請求項2】

導風路(9)に、該導風路(9)における他の風路領域よりも風路流速が大きくなるように構成された領域である増速風路(85)が設けられており、

増速風路(85)に機能成分放出体(80)が配設されている請求項1に記載のドライヤー。

【請求項3】

導風路(9)に、本体ケース(1)の内面から離間した状態で風路内構造体(4)が配設され、該風路内構造体(4)と本体ケース(1)とで環状風路(35)が形成されており、

前記環状風路(35)に機能成分放出体(80)が配設されている請求項1または2に記載のドライヤー。

【請求項4】

送風ファン(3)よりも下流側の導風路(9)に、風路内構造体(4)が配設されており、

風路内構造体(4)が、乾燥対象に熱を付与する熱付与構造(4A)で構成されている請求項3に記載のドライヤー。

【請求項5】

導風路（9）に風路内構造体（4）を配設することで増速風路（85）が形成されており、

風路内構造体（4）が、導風路（9）の風路断面積を小さくする増速構造（4B）で構成されている請求項2に記載のドライヤー。

【請求項6】

送風ファン（3）よりも下流側の導風路（9）に増速構造（4B）が設けられており、

該増速構造（4B）が、導風路（9）の上流側から下流側に行くに従って内周面形状が窄まるリング状に形成された増速リング（115）で構成されている請求項5に記載のドライヤー。

【請求項7】

送風ファン（3）よりも上流側の導風路（9）に、同ファン（3）に隣接する状態で増速構造（4B）が設けられており、

該増速構造（4B）が、導風路（9）の上流側から下流側に行くに従って内周面形状が窄まるリング状に形成された増速リング（115）で構成されている請求項5に記載のドライヤー。

【請求項8】

増速リング（115）が、機能成分放出体（80）で構成されている請求項6または7に記載のドライヤー。